

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成20年度の指導監督状況

所管官庁照会先

所管官庁名	合 特 理 殊 化 法 計 人 画 等 関 整 係 理	法 人 名	民間法人化 年月日	担当部局名	連 絡 先	所管官庁の公表ホームページアドレス
警 察 庁	◎	自動車安全運転センター	平成15年10月1日	交通局交通企画課	03-3581-0141 (内線5062)	http://www.npa.go.jp/syokan/koutsukikaku/home1.htm
金 融 庁	◎	日本公認会計士協会	平成16年4月1日	総務企画局企業開示課	03-3506-6264	http://www.fsa.go.jp/koueki/index.html
総 務 省		日本消防検定協会	昭和62年1月1日	消防庁予防課	03-5253-7523	http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_02.pdf
		消防団員等公務災害補償等共済基金	平成9年4月1日	消防庁防災課	03-5253-7525	http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_01.pdf
		危険物保安技術協会	昭和62年1月1日	消防庁予防課危険物保安室	03-5253-7524	http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_03.pdf
	◎	日本行政書士会連合会	平成15年3月4日	自治行政局行政課	03-5253-5510	http://www.soumu.go.jp/kyoutsuu/minkan/pdf/minkan_04.pdf
法 務 省	◎	日本司法書士会連合会	平成14年12月19日	民事局民事第二課	03-3580-4111 (内線2437)	http://www.moi.go.jp/KANBOU/MINKAN/s-kantoku.html
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	平成15年8月1日	民事局民事第二課	03-3580-4111 (内線2437)	http://www.moi.go.jp/KANBOU/MINKAN/c-kantoku.html
財 務 省	◎	日本税理士会連合会	平成14年10月29日	国税庁長官官房総務課	03-3581-4161 (内線3610)	http://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishiseido/engokai/rengou.htm
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	平成15年10月1日	保険局保険課	03-5253-1111 (内線3249)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/hoken.html
		建設業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		林業・木材製造業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		鉱業労働災害防止協会	平成元年7月18日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
		中央職業能力開発協会	平成10年7月1日	職業能力開発局能力評価課	03-5253-1111 (内線5943)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/syokunou/siryo1.html
		中央労働災害防止協会	平成12年6月19日	安全衛生部計画課	03-5253-1111 (内線5475)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html
	◎	企業年金連合会	平成14年4月1日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111 (内線3326)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo1.html
	◎	石炭鉱業年金基金	平成14年12月13日	年金局企業年金国民年金基金課	03-5253-1111 (内線3326)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/nenkin/siryo2.html
◎	全国社会保険労務士会連合会	平成15年3月31日	労働基準局労働保険徴収課	03-5253-1111 (内線5161)	http://www.mhlw.go.jp/general/minkan/roudou.html	
農 林 水 産 省		農 林 中 央 金 庫	昭和61年9月8日	経営局金融調整課	03-3502-8111 (内線5248)	http://www.nochubank.or.jp/disclosure/index.shtml
	◎	漁 船 保 険 中 央 会	平成14年4月1日	水産庁漁業保険管理官	03-3502-8111 (内線6638)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
	◎	全 国 農 業 会 議 所	平成14年4月1日	経営局構造改善課	03-3502-8111 (内線5167)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
	◎	全 国 農 業 協 同 組 合 中 央 会	平成14年4月1日	経営局協同組織課	03-3502-8111 (内線5223)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
	◎	全 国 漁 業 共 済 組 合 連 合 会	平成14年4月1日	水産庁漁業保険管理官	03-3502-8111 (内線6635)	http://www.maff.go.jp/i/corp/toku_min/index.html
経 済 産 業 省		東京中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index_05.html
		名古屋中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index_06.html
		大阪中小企業投資育成株式会社	昭和61年7月1日	中小企業庁事業環境部財務課	03-3501-5803	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index_07.html
		高 圧 ガ ス 保 安 協 会	昭和61年10月1日	原子力安全・保安院保安課	03-3501-1706	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index_08.html
		日本電気計器検定所	昭和61年10月1日	資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課	03-3501-1748	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index_09.html
	◎	日 本 商 工 会 議 所	平成14年4月1日	経済産業政策局経済産業政策課	03-3501-1674	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index_10.html
	◎	全 国 商 工 会 連 合 会	平成14年4月1日	中小企業庁経営支援部経営支援課小規模企業政策室	03-3501-1763	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index_11.html
	◎	日 本 弁 理 士 会	平成14年8月29日	特許庁総務部秘書課	03-3501-0062	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index_12.html
◎	全 国 中 小 企 業 団 体 中 央 会	平成17年4月1日	中小企業庁経営支援部経営支援課	03-3501-1763	http://www.meti.go.jp/intro/koueki/houjin/a_index_13.html	
国 土 交 通 省	◎	日 本 勤 労 者 住 宅 協 会	平成15年10月1日	住宅局住宅総合整備課	03-5253-8506	http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/torikumi.html#torikumi
		軽自動車検査協会	昭和62年10月1日	自動車交通局技術安全部技術企画課	03-5253-8590	http://www.mlit.go.jp/iidosha/roadtransport.htm
		日本小型船舶検査機構	昭和62年9月30日	海事局検査測度課	03-5253-8638	http://www.mlit.go.jp/kaiji/kaiji.html
		日本水先人会連合会	平成19年4月3日	海事局海技課	03-5253-8655	http://www.mlit.go.jp/maritime/shikaku/mizusaki2/index.html

(注) 厚生労働省の「企業年金連合会」は、平成17年10月に「厚生年金基金連合会」から名称変更。

(注) 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

(注) 国土交通省の「日本勤労者住宅協会」は、平成20年4月15日に東京地方裁判所より破産手続開始の決定を受け、現在(平成20年12月現在)破産手続中となっている。

「特別の法律により設立される民間法人に関する指導監督基準」に基づく所管官庁の平成20年度の指導監督状況

1 事業に関する基準

所管官庁名	特殊法人等関係 法人名	①補助金等に依存して いないこと	有②無① 制度的独占事業の まの法的独占事業がど と置が上独占となら ないこと	有③無② 実態上独占事業の 置が弊害を克服する こと	有④無③ 実態上独占事業の 置が弊害を克服する こと	有⑤無④ 手数料等対価の徴取 の無無	有⑥無⑤ H Pで公表されている 対価の額・算定根拠が 公表されていること	有⑦無⑥ 区分経理等による管理 が行われていること	有⑧無⑦ 取支状況がH Pで公表 されていること	有⑨無⑧ 的に明確であること	有⑩無⑨ が確保されていること	有⑪無⑩ 6)事業の公正性を担保 していること	有⑫無⑪ する規定が公正性を担保 していること	20年度の指導状況				
														指導 充足の有無	充足率 (%)			
警察庁	◎自動車安全運転センター	○	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
金融庁	◎日本公認会計士協会	○	有	-	-	○	無	-	有	⑩	○	○	○	○	○	無	0	
総務省	日本消防検定協会	○	無	-	-	-	無	-	有	⑫	⑫	○	○	○	○	無	0	
	消防団員等公務災害補償等共済基金	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	危険物保安技術協会	○	無	-	-	-	無	-	有	⑫	○	○	○	○	○	無	0	
	◎日本行政書士会連合会	○	有	-	-	○	無	-	有	⑫	⑫	○	○	○	○	無	0	
法務省	◎日本司法書士会連合会	○	有	-	-	○	無	-	有	⑫	△	△	○	-	○	○	無	0
	◎日本土地家屋調査士会連合会	○	有	-	-	○	無	-	有	⑫	△	△	○	-	○	○	無	0
財務省	◎日本税理士会連合会	○	有	-	-	○	無	-	有	⑫	⑬	△	○	-	○	○	無	0
厚生労働省	◎社会保険診療報酬支払基金	○	無	-	-	-	有	○	有	⑫	○	○	○	○	○	無	0	
	建設業労働災害防止協会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	林業・木材製造業労働災害防止協会	⑭	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	⑭	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	鉱業労働災害防止協会	△	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	中央職業能力開発協会	⑭	無	-	-	-	有	○	有	⑭	○	○	○	-	○	○	無	0
	中央労働災害防止協会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	◎企業年金連合会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	◎石炭鉱業年金基金	○	有	-	-	○	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
◎全国社会保険労務士会連合会	○	有	○	○	○	無	-	有	⑮	○	○	○	-	○	○	無	0	
農林水産省	農林中央金庫	※(下記参照)													-	-		
	◎漁船保険中央会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	◎全国農業会議所	○	無	-	-	-	無	-	有	⑮	⑮	⑮	-	-	○	○	無	0
	◎全国農業協同組合中央会	○	無	-	-	-	無	-	有	⑮	○	⑮	○	-	○	○	無	0
	◎全国漁業共済組合連合会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
経済産業省	東京中小企業投資育成株式会社	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	名古屋中小企業投資育成株式会社	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	大阪中小企業投資育成株式会社	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	高圧ガス保安協会	○	無	-	-	-	有	○	有	⑮	⑮	⑮	○	-	○	○	無	0
	日本電気計器検定所	○	有	○	○	○	有	○	有	⑮	⑮	○	○	-	○	○	無	0
	◎日本商工会議所	○	無	-	-	-	無	-	有	○	○	○	○	-	○	○	無	0
	◎全国商工会連合会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	○	無	0
◎日本弁理士会	○	有	○	-	○	無	-	有	⑮	⑯	⑯	-	-	○	○	有	2	
◎全国中小企業団体中央会	⑰	無	-	-	-	無	-	有	○	△	⑰	-	-	○	○	無	0	
国土交通省	◎日本勤労者住宅協会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
	軽自動車検査協会	○	無	-	-	-	無	-	有	○	○	○	○	○	○	無	0	
	日本小型船舶検査機構	○	有	○	○	○	無	-	有	○	○	○	○	-	○	○	無	0
	日本水先人会連合会	○	無	-	-	-	無	-	無	-	-	-	-	○	○	無	0	
合計																1	2	
指導監督基準 の充足状況等	20年度の指導の結果、充足した法人数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0			2	
	指導監督基準充足状況(法人数)	36	5	4	11	4	20	17	17	16	4	37	37				208	
	指導監督基準充足状況(充足率(%))	97.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.0	85.0	100.0	100.0	100.0	100.0				96.7	
	指導監督基準未充足状況(法人数)	1	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0				7	
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))	2.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	15.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0				3.3	

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で指導済み・基準適合。「△」は指導済み・基準未適合。「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+△+×) × 100
指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

2 機関(役員等)に関する基準

所管官庁名	合理化計画等整理 法人名	役員選任規程が整備されていること	役員が公正かつ自主的な方法で選任されていること	役員が在任年齢規程が整備されていること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が同一業界関係にあること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	役員が占める割合が適当なものであること	20年度の指導状況																				
																						指導の有無	充足事項数																			
警察庁	◎自動車安全運転センター	○	○	○	⑪	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0																	
金融庁	◎日本公認会計士協会	○	○	○	—	—	⑫	⑬	⑭	○	⑮	○	⑯	⑰	⑱	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0																	
総務省	日本消防検定協会	○	○	⑮	⑮	—	—	○	○	—	○	⑯	○	○	—	⑮	○	○	○	○	○	○	○	無	0																	
	消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	⑮	○	—	—	○	⑮	○	△	○	⑮	○	⑮	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0																	
	危険物保安技術協会	○	○	⑯	○	—	—	○	⑮	○	—	○	⑯	○	⑮	—	○	○	○	○	○	○	○	無	0																	
	◎日本行政書士会連合会	○	○	⑰	○	—	○	⑰	⑰	○	⑰	○	⑰	⑰	○	○	○	○	○	△	△	△	△	無	0																	
法務省	◎日本司法書士会連合会	○	○	△	○	—	⑮	○	○	○	△	○	△	○	△	○	○	○	△	△	△	△	△	無	0																	
	◎日本土地家屋調査士会連合会	○	○	△	○	—	△	○	⑯	○	△	○	△	○	△	○	⑰	○	△	△	△	△	△	無	0																	
財務省	◎日本税理士会連合会	○	○	—	○	—	⑮	—	—	○	△	○	—	—	—	○	△	○	○	—	△	無	0																			
厚生労働省	◎社会保険診療報酬支払基金	○	○	⑯	○	—	—	○	○	○	○	○	⑯	○	⑰	—	—	—	—	—	—	—	—	無	0																	
	建設業労働災害防止協会	○	○	⑯	○	—	⑭	○	⑮	○	○	○	⑯	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0																
	陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑯	○	—	○	○	⑮	○	○	○	⑯	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0																
	林業・木材製造業労働災害防止協会	○	○	⑯	○	—	○	○	⑮	○	○	○	⑯	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0																
	港湾貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑯	○	—	○	○	⑮	○	○	○	⑯	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0																
	鉱業労働災害防止協会	○	○	⑯	○	—	○	○	⑮	⑯	⑳	○	⑯	⑯	⑯	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	有	1																
	中央職業能力開発協会	○	○	⑯	○	○	—	○	○	○	○	⑯	○	⑯	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	○	無	0																
	中央労働災害防止協会	○	○	⑯	○	○	—	○	⑮	○	○	○	⑯	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0																
	◎企業年金連合会	○	○	⑭	○	○	—	○	○	○	○	○	⑯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	無	0															
	◎石炭鉱業年金基金	○	○	⑭	○	○	—	○	○	○	○	○	⑯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	無	0																
◎全国社会保険労務士会連合会	○	○	△	○	—	○	⑰	⑰	○	△	○	△	—	—	○	△	△	△	△	△	△	△	△	無	0																	
農林水産省	農林中央金庫	※(下記参照)																				—	—																			
	◎漁船保険中央会	○	○	⑳	○	—	○	○	㉑	○	⑮	○	㉒	○	㉓	○	㉔	○	—	—	—	—	—	—	有	4																
	◎全国農業会議所	○	○	⑰	○	—	○	○	⑰	○	—	○	⑰	○	⑰	○	—	—	—	—	—	—	—	—	無	0																
	◎全国農業協同組合中央会	○	○	○	○	—	○	○	⑱	○	㉒	○	△	○	⑱	○	—	—	—	—	—	—	—	—	有	1																
	◎全国漁業共済組合連合会	○	○	㉑	○	—	○	○	㉒	○	△	○	㉑	○	㉑	○	—	—	—	—	—	—	—	—	有	4																
経済産業省	東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	⑮	—	—	—	—	—	—	—	—	無	0																	
	名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	⑮	—	—	—	—	—	—	—	—	無	0																	
	大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	—	⑮	⑮	○	○	○	⑮	⑮	⑮	—	—	—	—	—	—	—	—	無	0																	
	高圧ガス保安協会	○	○	⑯	○	○	—	○	⑯	○	○	○	⑯	○	⑯	○	⑯	○	○	○	○	○	⑰	○	無	0																
	日本電気計器検定所	○	○	⑯	○	○	—	○	⑯	○	○	○	⑯	○	⑯	○	⑯	○	○	○	○	○	⑯	○	無	0																
	◎日本商工会議所	○	○	△	○	○	—	△	△	○	—	○	△	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	無	0																
	◎全国商工会連合会	○	○	⑰	○	—	○	○	○	—	○	△	○	○	○	⑰	⑰	⑰	△	△	△	△	△	△	無	0																
	◎日本弁理士会	○	○	△	○	○	—	○	○	○	○	○	⑱	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑱	△	無	0																
◎全国中小企業団体中央会	○	○	㉑	○	○	—	○	○	○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	⑳	有	1																	
国土交通省	◎日本勤労者住宅協会	○	○	⑰	○	○	—	○	⑰	○	○	○	⑰	○	⑰	○	○	○	○	○	○	⑰	○	無	0																	
	軽自動車検査協会	○	○	⑯	⑮	⑰	—	○	⑭	○	○	○	⑮	○	⑭	—	○	○	○	○	○	⑮	○	無	0																	
	日本小型船舶検査機構	○	○	⑮	⑭	⑮	—	○	○	○	○	○	⑮	○	○	—	○	○	○	○	○	⑮	○	無	0																	
	日本水先人会連合会	○	○	×	○	—	○	○	×	○	○	○	×	○	×	○	—	—	—	—	—	—	—	無	0																	
合計																																									5	11
指導監督基準の充足状況等	20年度の指導の結果、充足した法人数	0	0	3	0	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	11																		
	指導監督基準充足状況(法人数)	37	37	30	36	16	15	35	34	37	25	37	28	34	33	24	23	24	22	19	22		568																			
	指導監督基準充足状況(充足率%)	100.0	100.0	83.3	100.0	100.0	93.8	97.2	94.4	100.0	78.1	100.0	77.8	100.0	97.1	100.0	85.2	88.9	88.0	76.0	81.5		92.4																			
	指導監督基準未充足状況(法人数)	0	0	6	0	0	1	1	2	0	7	0	8	0	1	0	4	3	3	6	5		47																			
	指導監督基準未充足状況(未充足率%)	0.0	0.0	16.7	0.0	0.0	6.3	2.8	5.6	0.0	21.9	0.0	22.2	0.0	2.9	0.0	14.8	11.1	12.0	24.0	18.5		7.6																			

【凡例】「—」は基準非該当、「○」は従前より基準適合、「㉑」は14FU時点で、「㉒」は15FU時点で、「㉓」は16FU時点で、「㉔」は17FU時点で、「㉕」は18FU時点で、「㉖」は19FU時点で、「㉗」は20FU時点で指導済み・基準適合。「△」は指導済み・基準未適合。「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率%)=(○+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖)÷(○+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+△+×)×100
指導監督基準未充足状況(未充足率%)=(△+×)÷(○+㉑+㉒+㉓+㉔+㉕+㉖+△+×)×100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

3 財務及び会計に関する基準

所管官庁名	合特殊理 化法人 計人等 画等 係理	法人名	てい(1) い会 る計 事業 会計 処理 が原 行則 にれ 従	わ従 れつ たの 他一 てい る会 計一 般の 処基 理的 が理 準か つ行 標	い切 る余 こ運 用金 が 行 つ わ れ て 適	とが合 ③長 策、 期 定 確 借 入 な 入 を 返 を 行 う こ 画 場	な施 適(4) つに 切引 に必 つ必 要な な 程 度 の 事 業 実 の	い減 引 る 状 況 金 等 の 公 表 さ れ て 増	こ会 円(5) と計 以支 上決 士算 監場 査合 を額 受、 五 十 の 認 認	20年度の 指導状況		
										指 導 充 足 の 結 果 (基 無)	充 足 事 項 数	
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	—	○	—	○	○	⑬	無	0	
金融庁	◎	日本公認会計士協会	—	○	—	—	○	○	⑭	無	0	
総務省		日本消防検定協会	○	—	○	—	○	○	—	無	0	
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	—	—	○	○	×	無	0	
		危険物保安技術協会	○	—	○	—	○	○	—	無	0	
	◎	日本行政書士会連合会	—	○	○	○	○	○	—	無	0	
法務省	◎	日本司法書士会連合会	—	○	○	○	○	○	⑮	無	0	
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	—	○	○	—	○	○	—	無	0	
財務省	◎	日本税理士会連合会	—	○	—	○	○	○	—	無	0	
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	⑯	—	○	—	○	○	○	○	無	0
		建設業労働災害防止協会	—	○	○	—	○	○	⑰	無	0	
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	—	○	—	—	○	○	—	無	0	
		林業・木材製造業労働災害防止協会	—	○	—	—	○	○	—	無	0	
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	—	○	—	—	○	○	—	無	0	
		鉱業労働災害防止協会	—	○	○	—	○	○	—	無	0	
		中央職業能力開発協会	○	—	○	—	○	○	⑱	無	0	
		中央労働災害防止協会	⑰	—	○	—	○	○	⑱	無	0	
	◎	企業年金連合会	○	—	○	—	○	○	⑲	無	0	
	◎	石炭鉱業年金基金	○	—	○	—	○	○	○	○	無	0
◎	全国社会保険労務士会連合会	—	○	—	○	○	○	—	無	0		
農林水産省		農林中央金庫	※(下記参照)							—	—	
	◎	漁船保険中央会	○	—	○	—	○	○	—	無	0	
	◎	全国農業会議所	○	—	—	○	○	○	—	無	0	
	◎	全国農業協同組合中央会	—	⑳	○	○	—	—	—	無	0	
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	—	○	△	○	⑳	—	無	0	
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	—	○	—	○	○	○	無	0	
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	—	○	—	○	○	○	無	0	
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	—	○	—	○	○	○	無	0	
		高圧ガス保安協会	○	—	○	—	○	○	○	無	0	
		日本電気計器検定所	—	○	○	—	○	○	⑳	無	0	
	◎	日本商工会議所	—	○	○	—	○	○	○	無	0	
	◎	全国商工会連合会	—	○	○	—	○	—	㉑	有	1	
	◎	日本弁理士会	—	○	—	—	○	○	○	無	0	
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	⑳	○	—	○	○	○	—	無	0	
		軽自動車検査協会	㉒	○	○	—	○	○	⑳	無	0	
		日本小型船舶検査機構	○	—	○	—	○	○	—	無	0	
		日本水先人会連合会	—	○	○	—	○	○	—	無	0	
合計										1	1	
指導監督基準 の充足状況等	20年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	0	0	0	1	計	1	
	指導監督基準充足状況(法人数)		20	20	27	7	36	35	17		162	
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	100.0	100.0	87.5	100.0	100.0	94.4		98.8	
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	0	0	1	0	0	1		2	
指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	5.6	1.2			

【凡例】「—」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑬」は14FU時点で、「⑭」は15FU時点で、「⑮」は16FU時点で、「⑯」は17FU時点で、「⑰」は18FU時点で、「⑱」は19FU時点で、「㉑」は20FU時点で指導済み・基準適合。「△」は指導済み・基準未適合。「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+㉑) ÷ (○+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+△+×) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+㉑+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

4 株式の保有等に関する基準

所管官庁名	特殊 合理化 法計 画等 関係 係理	法人名	出法場(1) とは人合法 原等を定 則へ除業 行のき務 わ基、で な金公あ い拠益る	則社合法 行等を定 わへ除業 なの出、 い資株あ は式有 と原会場	さ資報て出務(2) れ先告い又等法 ての書るはと定 概に場出し資 る要拠合を基 が出、を供 と記・事行金給 載出業つ拠業	20年度の指導状況	
						有(指 無基 指導 準)の 充結 足果 の	充足 事項 数
警察庁	◎	自動車安全運転センター	-	-	-	無	0
金融庁	◎	日本公認会計士協会	-	-	-	無	0
総務省		日本消防検定協会	-	-	-	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	-	-	-	無	0
		危険物保安技術協会	-	-	-	無	0
	◎	日本行政書士会連合会	△	△	⑩	無	0
法務省	◎	日本司法書士会連合会	-	-	-	無	0
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	-	-	-	無	0
財務省	◎	日本税理士会連合会	-	-	-	無	0
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	-	-	-	無	0
		建設業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		鉱業労働災害防止協会	-	-	-	無	0
		中央職業能力開発協会	-	-	-	無	0
		中央労働災害防止協会	-	-	-	無	0
	◎	企業年金連合会	-	-	-	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	-	-	-	無	0
◎	全国社会保険労務士会連合会	-	-	-	無	0	
農林水産省		農林中央金庫	※(下記参照)			-	-
	◎	漁船保険中央会	-	-	-	無	0
	◎	全国農業会議所	-	-	-	無	0
	◎	全国農業協同組合中央会	-	△	⑩	無	0
	◎	全国漁業共済組合連合会	-	-	-	無	0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	無	0
		高圧ガス保安協会	-	-	-	無	0
		日本電気計器検定所	-	-	-	無	0
	◎	日本商工会議所	-	○	○	無	0
	◎	全国商工会連合会	-	-	-	無	0
	◎	日本弁理士会	-	-	-	無	0
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	-	-	-	無	0
		軽自動車検査協会	-	-	-	無	0
		日本小型船舶検査機構	-	-	-	無	0
		日本水先人会連合会	-	-	-	無	0
合計							
指導監督基準 の充足状況等	20年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	計	0
	指導監督基準充足状況(法人数)		3	4	6		13
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		75.0	66.7	100.0		81.3
	指導監督基準未充足状況(法人数)		1	2	0		3
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		25.0	33.3	0.0		18.8

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑩」は14FU時点で、「⑪」は15FU時点で、「⑫」は16FU時点で、「⑬」は17FU時点で、「⑭」は18FU時点で、「⑮」は19FU時点で、「⑯」は20FU時点で指導済み・基準適合。「△」は指導済み・基準未適合。「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯) ÷ (○+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+△+×) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

5 情報公開に関する基準

所管官庁名	合特殊法人等関係整理	法人名	け務(1)等法人の事務所に業務・付財	るが業務・財務等に供される資料	とが業務・財務等に供される資料	付財(2)府省に所管法人の業務・	供関(3)府省に所管法人の業務・財務等に	所管(4)法人の業務・財務等に	こ要(5)府省のH/Pで所管法人の概	府省(6)のH/Pで所管法人の	料へ(7)府省のH/Pで所管法人の	根(8)府省のH/Pで所管法人の	同(9)府省のH/Pで所管法人の	額法(10)府省のH/Pで所管法人の	る務(11)府省のH/Pで所管法人の	表(12)府省のH/Pで所管法人の	子(13)府省のH/Pで所管法人の	20年度の指導状況			
																		の指導の結果(基準充足)	充足事項数		
警察庁	◎	自動車安全運転センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
金融庁	◎	日本公認会計士協会	○	⑬	⑬	○	○	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	⑬	無	0	
総務省		日本消防検定協会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		消防団員等公務災害補償等共済基金	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		危険物保安技術協会	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	○	○	無	0	
	◎	日本行政書士会連合会	○	○	⑭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
法務省	◎	日本司法書士会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
財務省	◎	日本税理士会連合会	⑭	⑭	⑮	⑭	⑭	⑮	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	○	○	○	○	無	0	
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	無	0	
		建設業労働災害防止協会	⑭	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	無	0	
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	無	0	
		林業・木材製造業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	無	0	
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	無	0	
		鉱業労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	無	0	
		中央職業能力開発協会	⑮	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	○	○	○	無	0	
		中央労働災害防止協会	○	○	⑮	○	○	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	無	0	
	◎	企業年金連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0
◎	全国社会保険労務士会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
農林水産省		農林中央金庫	※(下記参照)															○	○		
	◎	漁船保険中央会	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0
	◎	全国農業会議所	⑭	⑭	⑭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑭	○	○	無	0	
	◎	全国農業協同組合中央会	○	○	⑭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑭	○	○	無	0	
	◎	全国漁業共済組合連合会	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		名古屋中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		大阪中小企業投資育成株式会社	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		高圧ガス保安協会	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑭	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	⑮	無	0	
		日本電気計器検定所	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	○	○	○	○	○	○	無	0	
	◎	日本商工会議所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0
	◎	全国商工会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	⑮	○	○	無	0	
	◎	日本弁理士会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	○	○	○	○	○	○	⑮	⑮	⑮	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		軽自動車検査協会	○	○	⑭	○	○	○	⑮	○	⑮	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		日本小型船舶検査機構	○	○	○	○	○	○	⑭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
		日本水先人会連合会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	無	0	
合計																		0	0		
指導監督基準の充足状況等	20年度の指導の結果、充足した法人数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	計	0	
	指導監督基準充足状況(法人数)		37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37		4	381
	指導監督基準充足状況(充足率(%))		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		0	100.0
	指導監督基準未充足状況(法人数)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
	指導監督基準未充足状況(未充足率(%))		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		0.0	0.0

【凡例】「-」は基準非該当。「○」は従前より基準適合。「⑭」は14FU時点で、「⑮」は15FU時点で、「⑯」は16FU時点で、「⑰」は17FU時点で、「⑱」は18FU時点で、「⑲」は19FU時点で、「⑳」は20FU時点で指導済み・基準適合。「△」は指導済み・基準未適合。「×」は未指導・基準未適合。

(注) 指導監督基準充足状況(充足率(%)) = (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+△+×) × 100
 指導監督基準未充足状況(未充足率(%)) = (△+×) ÷ (○+⑭+⑮+⑯+⑰+⑱+⑲+⑳+△+×) × 100

※ 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。

6 指導監督基準の充足状況

所管官庁名	合特殊 理法 化計 人画 等 関 係 理	法人名	指導監督基準 該当事項数	指導監督基準の充足状況				20年度の指導状況	
				充足事項数	充足率(%)	非充足事項数	非充足率(%)	指導の結果 (基準充足の有無)	充足事項数
警察庁	◎	自動車安全運転センター	44	44	100.0	0	0.0	無	0
金融庁	◎	日本公認会計士協会	40	40	100.0	0	0.0	無	0
総務省		日本消防検定協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		消防団員等公務災害補償等共済基金	34	32	94.1	2	5.9	無	0
		危険物保安技術協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
	◎	日本行政書士会連合会	45	42	93.3	3	6.7	無	0
法務省	◎	日本司法書士会連合会	43	33	76.7	10	23.3	無	0
	◎	日本土地家屋調査士会連合会	42	31	73.8	11	26.2	無	0
財務省	◎	日本税理士会連合会	34	30	88.2	4	11.8	無	0
厚生労働省	◎	社会保険診療報酬支払基金	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		建設業労働災害防止協会	38	38	100.0	0	0.0	無	0
		陸上貨物運送事業労働災害防止協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		林業・木材製造業労働災害防止協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		港湾貨物運送事業労働災害防止協会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
		鉱業労働災害防止協会	37	36	97.3	1	2.7	有	1
		中央職業能力開発協会	43	43	100.0	0	0.0	無	0
		中央労働災害防止協会	38	38	100.0	0	0.0	無	0
	◎	企業年金連合会	36	36	100.0	0	0.0	無	0
	◎	石炭鉱業年金基金	39	39	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全国社会保険労務士会連合会	42	34	81.0	8	19.0	無	0
農林水産省		農林中央金庫 (注)		-	-	-	-	(注)	-
	◎	漁船保険中央会	31	31	100.0	0	0.0	有	4
	◎	全国農業会議所	33	33	100.0	0	0.0	無	0
	◎	全国農業協同組合中央会	36	34	94.4	2	5.6	有	1
	◎	全国漁業共済組合連合会	32	30	93.8	2	6.3	有	4
経済産業省		東京中小企業投資育成株式会社	34	34	100.0	0	0.0	無	0
		名古屋中小企業投資育成株式会社	34	34	100.0	0	0.0	無	0
		大阪中小企業投資育成株式会社	34	34	100.0	0	0.0	無	0
		高圧ガス保安協会	42	42	100.0	0	0.0	無	0
		日本電気計器検定所	44	44	100.0	0	0.0	無	0
	◎	日本商工会議所	36	32	88.9	4	11.1	無	0
	◎	全国商工会連合会	35	33	94.3	2	5.7	有	1
	◎	日本弁理士会	41	39	95.1	2	4.9	有	2
	◎	全国中小企業団体中央会	39	35	89.7	4	10.3	有	1
国土交通省	◎	日本勤労者住宅協会	35	35	100.0	0	0.0	無	0
		軽自動車検査協会	41	41	100.0	0	0.0	無	0
		日本小型船舶検査機構	42	42	100.0	0	0.0	無	0
		日本水先人会連合会	31	27	87.1	4	12.9	無	0
合 計			1391	1332	95.8	59	4.2		14

(注) 農林中央金庫については、農林水産大臣は、共管の金融庁と連携して、指導監督基準7(1)ただし書に基づき、指導監督基準ではなく、銀行や信金中央金庫、全国信用協同組合連合会及び労働金庫連合会といった協同組織金融機関の中央機関等と同様の規制による指導監督を行っているとしています。